

第2 収容人員の算定要領

1 収容人員の定義

収容人員とは、政令第1条の2第3項で、政令別表第1に掲げる防火対象物(同表(16の3)項及び(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。)に出入りし、勤務し、又は居住する者の数と規定し、その算定方法は、省令第1条の3で用途ごとに定められている。

2 収容人員算定の取扱い

収容人員の算定は、防火対象物の用途判定に従い、省令第1条の3に規定する算定方法によるほか、次のように取り扱うものとする。

(1) 共通的取扱い

ア 収容人員の算定における法第8条(防火管理者)の適用については、棟単位(政令第2条が適用される場合を除く。)となるが、政令第24条(非常警報器具又は非常警報設備)の適用については棟単位又は階単位、政令第25条及び条例第49条(避難器具)の適用については、階単位とする。

イ 防火対象物の部分で機能的に従属していると認められる部分、又はみなし従属部分についても、防火対象物の用途判定に従い、省令第1条の3の規定の算定方法により算定する。

(2) 従業者の取扱い

ア 従業者の数は、正社員、契約社員、派遣社員又はアルバイト等の雇用形態を問わず、平常時における最大の勤務者数とすること。

ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者(デパートの中元、歳暮時のアルバイト等)にあつては、従業者として取り扱わないこと。

イ 交代制勤務体制の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交代時の数としないこと。

ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務形態にあつては、その合計とすること。

ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。

(3) 階単位の収容人員の取扱い(政令第24条、第25条及び条例第49条の適用にあつての取扱い)

ア 2以上の階で執務する者については、当該階に指定された執務用のいす等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。

イ 従業者が使用する社員食堂、休憩室及び会議室等は、当該部分を3㎡(4)項における会議室は4㎡)で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。(当該部分が存する階以外の階の従業者が使用する場合に限る。)

ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、原則として、当該従業者の数とする。

ウ 更衣室については、原則として算定しないこと。

ただし、更衣室に休憩の用に供する部分が併設されている場合は、当該部分を一体として前イの休憩室の例により算定すること。

エ 教職員、幼児、児童、生徒及び学生の取扱いは次によること。

(イ) 一般教室については、教職員の数と幼児、児童、生徒又は学生の数とを合算して算

定すること。

- (イ) 特別教室等についてはその室の最大収容人員とすること。
- (ロ) 一般教室と特別教室等が同一の階に存する場合、それぞれの数を合算すること。

(4) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱い

- ア 単位面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものであること。
- イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員の算定の床面積に含めないものであること。

(5) 省令第1条の3第1項の表中の用語などの運用などは次によること。

ア 「固定式のいす席」とは、次に掲げるものをいい、個々のいすが一定の位置に置かれ、かつ、容易に移動することができないものを含む。

- (イ) ソファ等がいす席
- (ロ) いす席を相互に連結したいす席
- (ハ) 常時、同一の場所において固定的に使用するいす席
- (ニ) 掘りごたつ

イ 長いいす席の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つひとつの長いいすについて除算しそのつど端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと。

ウ 旅館、ホテル等内の集会、飲食又は休憩の用に供する部分等で、利用者が宿泊者、従業員等に限定した者に限られる部分は、当該部分の収容人員は重複して算定しないことができる。

ただし、避難器具又は地階及び無窓階の収容人員により、設置が義務付けられる非常警報設備の適用にあたっては、当該部分を他の階の者が利用する場合に限り、当該部分の収容人員を算入するものとする。

3 政令別表第1の各項ごとの算定要領

(1) 政令別表第1、(1)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素（次に掲げる数を合算して算定する。）

- (イ) 従業者の数
- (ロ) 客席の部分ごとに次のaからcまでによって算定した数の合計数
 - a 固定式のいす席の数に対応する数
 - b 立見席部分の床面積に応じた数
 - c 前a、b以外の客席の部分の床面積に応じた数

イ 算定要素の定義

- (イ) 従業者の数
前2.(2)による。
- (ロ) 客席の部分ごとに次のaからcまでによって算定した数の合計数
客席の部分とは、次表のとおりである。

用途	客席の部分
劇場、映画館等	演劇、音楽、映画等を観賞するために、いす席、すわり席等が設置されている部分
演芸場等	落語、漫才等の演芸を観賞するために、いす席、すわり席等が設置されている部分
観覧場等	スポーツ、見世物等を観覧するために、いす席、すわり席等が設置されている部分
公会堂、集会場等	集会、会議、社交等の目的で集合するために、いす席、すわり席等が設置されている部分

a 固定式はいす席の数に対応する数

固定式はいす席の数に対応する数とする。この場合において、長いす席の場合については、当該いす席の正面幅を 0.4m で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

b 立見席部分の床面積に応じた数

立見席を設けた部分の床面積を 0.2 m² で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

(a) 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいうものとし、原則として、いす席の縦（横）通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分等は含まれないこととする。

(b) 立見席を設ける部分の床面積を 0.2m² で除す場合の「客席の部分ごとに」については、立見席を設ける部分が2以上ある場合は、原則としてそれぞれの部分ごとに除算をし、そのつど端数の切り捨てを行った後に合算する。

c 前 a、b 以外の客席部分（その他の部分）の面積に応じた数

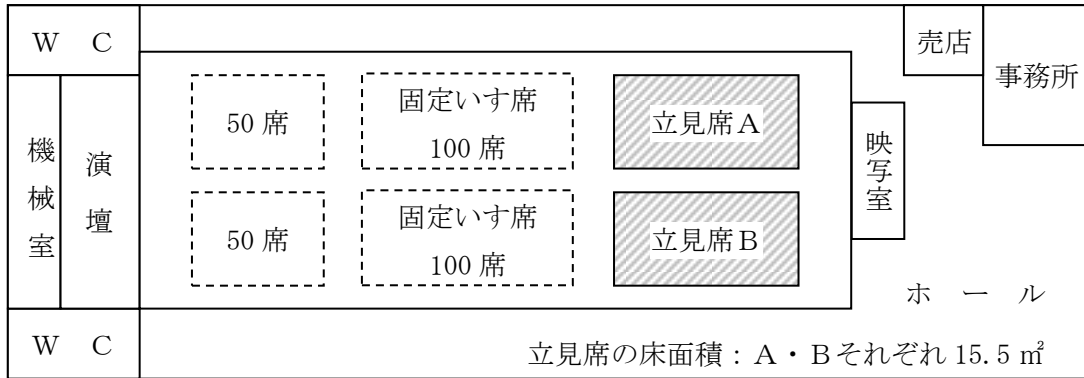
「その他の部分」とは、固定式はいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式（移動式）はいす席を設ける部分、大入場（追込場）を設ける部分や寄席の和風さじき等をいう。

ウ 算定事例

- ◎ 凡例：Ⅰ 固定式はいす席の設置部分
 : Ⅱ 立見席部分
 : Ⅲ 前Ⅰ、Ⅱ以外の客席の部分



〔(1)項イ・映画館、音楽ホール、劇場、公会堂等の収容人員計算事例〕



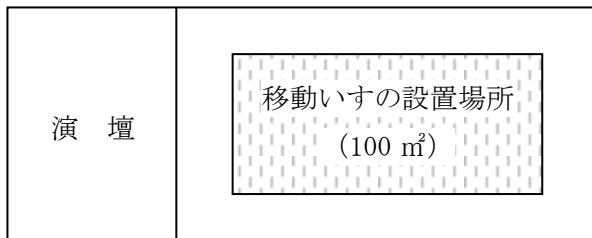
※ 映画館等で固定いす席 300席と立見席の面積が 15.5 m²×2か所であるので

$$15.5 \text{ m}^2 \div 0.2 \text{ m}^2 \rightarrow 77 \text{ 人} \quad 77 \text{ 人} \times 2 = 154 \text{ 人}$$

$$300 \text{ 人} + 154 \text{ 人} = 454 \text{ 人}$$

これに従業者の数 α を加算すると $454 \text{ 人} + \alpha$ の計算式となり、映画館等の収容人員が算定される。

〔(1)項ロ・講堂の収容人員計算事例〕

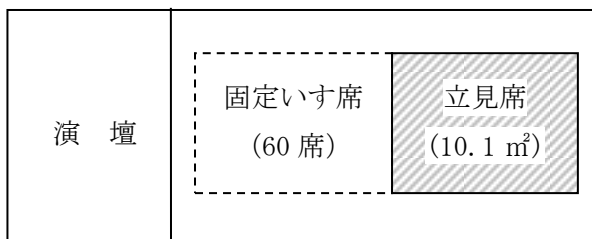


※ 講堂内の移動いす設置場所の面積が 100 m²あるので

$$100 \text{ m}^2 \div 0.5 \text{ m}^2 \rightarrow 200 \text{ 人}$$

これに従業者の数 α を加算すると $200 \text{ 人} + \alpha$ の計算式となり、講堂内の収容人員が算定される。

〔(1)項ロ・講堂の収容人員計算事例〕



※ 講堂内の固定いす席が 60席と立見席の面積が 10.1 m²であるので

$$60 \text{ 人} + 10.1 \text{ m}^2 \div 0.2 \text{ m}^2 \rightarrow 110 \text{ 人}$$

$110 \text{ 人} + \alpha$ の計算式となり、講堂内の収容人員が算定される。

〔(1)項ロ・集会場の収容人員計算事例〕

移動いす又はすわり席設置 場所（集会室等～50㎡）	移動いす又はすわり席設置 場所（集会室等～50㎡）	事務室	WC
		ホー ル	

※ 移動いす又はすわり席設置場所（集会室等）の面積が 50㎡×2か所であるので

$$\frac{50\text{㎡}}{0.5\text{㎡}} \times 2 \text{ (室)} \rightarrow 200 \text{ 人}$$

これに従業者の数 α を加算すると $200 \text{ 人} + \alpha$ の計算式となり、集会場内の収容人員が算定される。

(2) 政令別表第1、(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 用途判定

(7) 遊技場

囲碁、将棋、麻雀、パチンコ、スマートボール、スロットマシン、チェス、ビンゴ、ボウリング、ビリヤード、ゲーム機械、その他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。

(4) その他のもの

前(7)以外の政令別表第1、(2)項、(3)項の用途の施設をいう。

イ 算定要素

(7) 遊技場（次に掲げる数を合算して算定する）

- a 従業者の数
- b 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数
- c 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席の数に対応する数

(4) その他のもの（次に掲げる数を合算して算定する）

- a 従業者の数
- b 客席部分ごとに算定した数の合計数
 - (a) 固定式のいす席を設ける部分にあるいす席の数に対応する数
 - (b) その他の部分の床面積に応じた数

ウ 算定要素の定義

(7) 遊技場

- a 従業者の数
前2.(2)による。
- b 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数
施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の数を掛け合わせて得られた数とする。
 - (a) パチンコ、スマートボール等は1、囲碁、将棋、チェス等は2
 - (b) ビリヤードは、1台につき2

- (c) ボウリング場は、1レーン当たり5
- (d) 麻雀卓は、1台につき4
- (e) ゲーム機械は、機械を使用して遊ぶことのできる者の数（コインの投入口の数が一般的には対応している。）
- (f) ルーレット等ゲームに人員の制限のないものについては、原則として、台等の寄り付き部分の0.5mにつき1
 なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数とする。
- (g) 前(a)～(f)により遊技人数を算定できない場合には、競技卓、盤、機械等の数とする。
- (h) ボウリング場等にゲームコーナーがある場合は、当該コーナーの機械を使用して遊技を行うことができる者の数を合算する。

c 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席の数に対応する数

「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席」とは、次の場所に設けられている固定式のいす席をいう。

- (a) ボウリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所
- (b) 前(a)以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で、観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所

上記場所に置かれている固定式のいす席を使用する者の数とする。この場合において、長いす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

(4) その他のもの

a 従業者の数

前2.(2)による。

ただし、芸者、酌婦（コンパニオン等）等で、派遣の形態がとられているものについては、従業者として取り扱わないものとする。

なお、キャバレー等のホステス（ホストを含む。）は、従業者として取り扱うこととし、ホステス等の現員数が、人事台帳等に記載されている人数よりも極端に少ない場合があるが、この場合は、当該防火対象物の業務に従事している者の実員数で算定を行うものとする。

b 客席の部分ごとに算定した数の合計数

客席の部分とは、飲食、遊興、ダンス、待合等を行う部分をいい、厨房、配膳、控室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。

(a) 固定式いす席の数に対応する数

客席の部分のうち、固定式いす席を常時置く部分の固定式いす席をいう。この場合において、長いす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

(b) その他の部分の床面積に応じた数

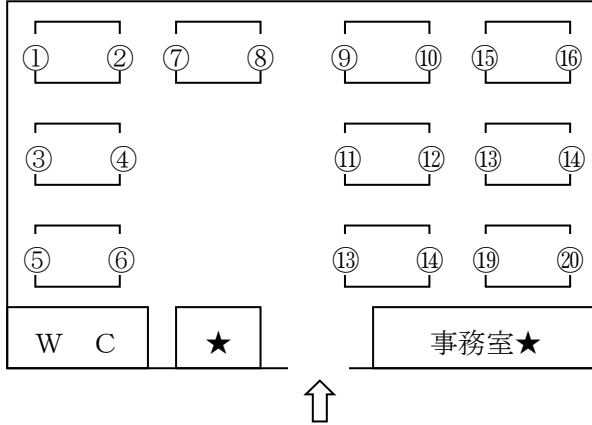
その他の部分とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールの踊り場、料理店、料亭等の和室等の部分をいい、当該部分の面積を

3 m²で除して得た数とする。

エ 算定事例（遊技場）

- ◎ 遊技場の凡例： I 従業者 ★
 : II 遊技のための機械を使用して遊技を行うことができる者 ○
 : III 遊技のための機械等 ◆（卓等含む）
 : IV 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分 ■
 : V 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席 □

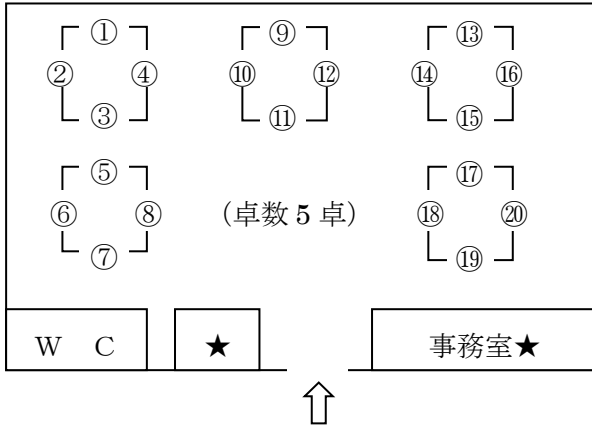
〔(2)項ロ・囲碁・将棋道場の収容人員計算事例〕



※ 従業者が常時2人で、囲碁、将棋の卓数が10個の場合

$2人 + 10卓 \times 2(人) \rightarrow 22人$
 の計算式となり、囲碁・将棋道場の収容人員は、22人となる。

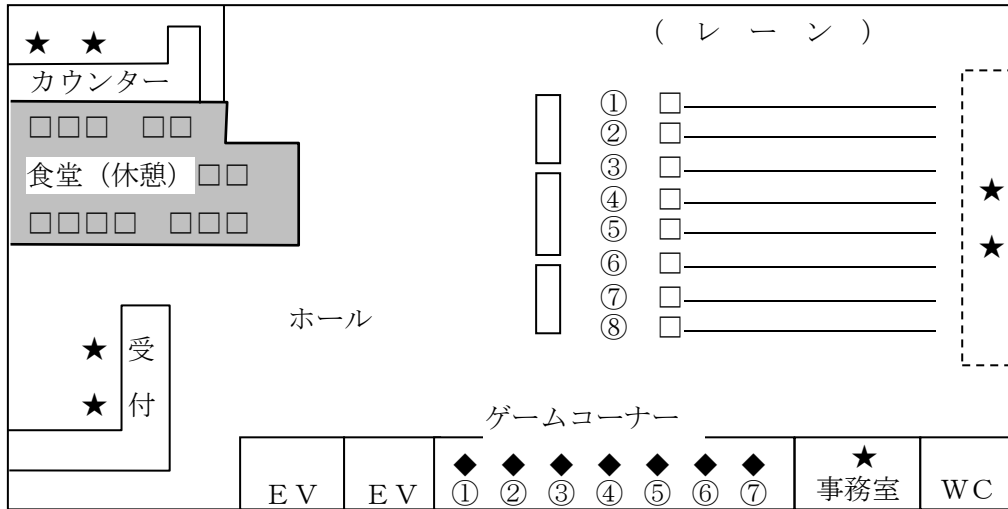
〔(2)項ロ・麻雀荘の収容人員計算事例〕



※ 従業者が常時2人で、麻雀の卓数が5個の場合

$2人 + 5卓 \times 4(人) \rightarrow 22人$
 の計算式となり、麻雀荘の収容人員は、22人となる。

〔2〕項ロ・ボウリング場の収容人員計算事例



- ※ I 従業者 6人
 - II レーン数 8
 - III ゲーム機械 1人用 5台・2人用 2台
 - IV 飲食・休憩の用に供する固定イス席 14個
- } の場合

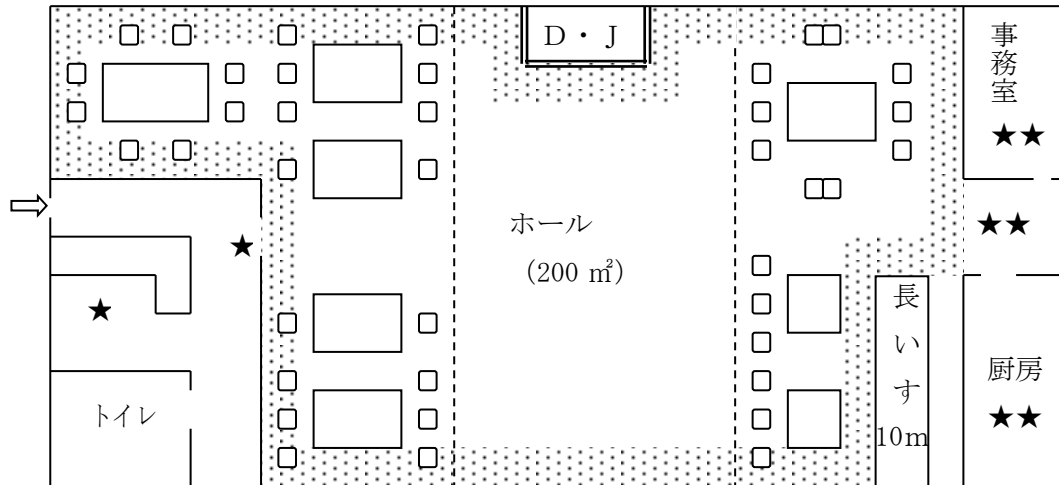
$$\frac{6(\text{人}) + 8(\text{レーン}) \times 5(\text{人}) + 5(\text{台}) \times 1(\text{人}) + 2(\text{台}) \times 2(\text{人}) + 14(\text{個})}{\quad} \rightarrow 69 \text{ 人}$$

の計算式となり、ボウリング場の収容人員は、69人となる。

オ 算定事例 (その他のもの)

- ◎ その他のものの凡例 : I 従業者 ★
- : II 固定式のイス席 □
- : III 長いす式のイス席
- : IV 移動イス席 ▽
- : V その他の部分

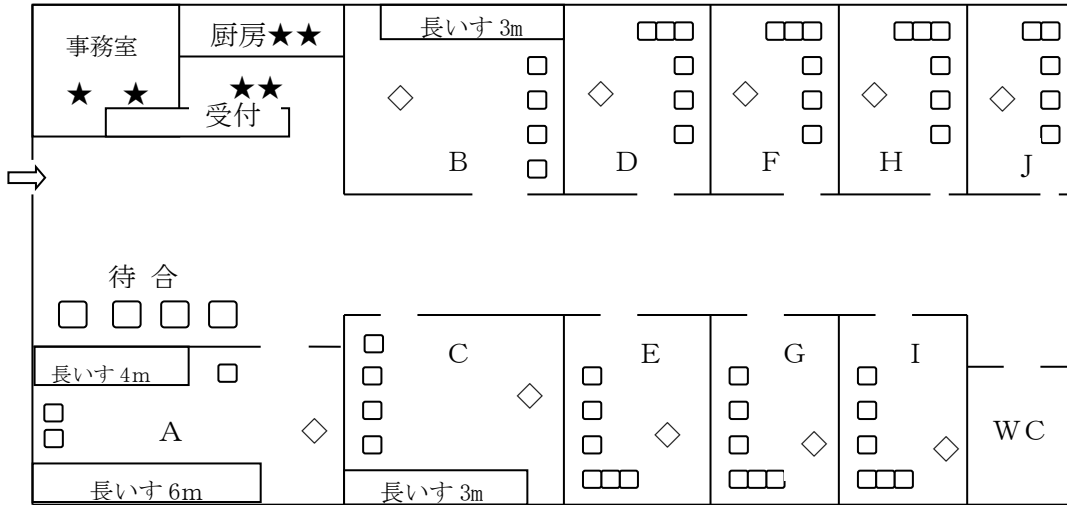
〔(2)項ロ・ディスコ等の収容人員計算事例〕



※ I 固定式いす席 40 個
 II 長いす席 10m
 III ホール面積 200㎡
 IV 従業員 8人

の場合 $\frac{40(\text{個}) + 10(\text{m}) \div 0.5(\text{m}) + 200\text{㎡} \div 3\text{㎡}}{+8(\text{人})} \rightarrow 134\text{人}$
 の計算式となり、ディスコ等の収容人員は、134人となる。

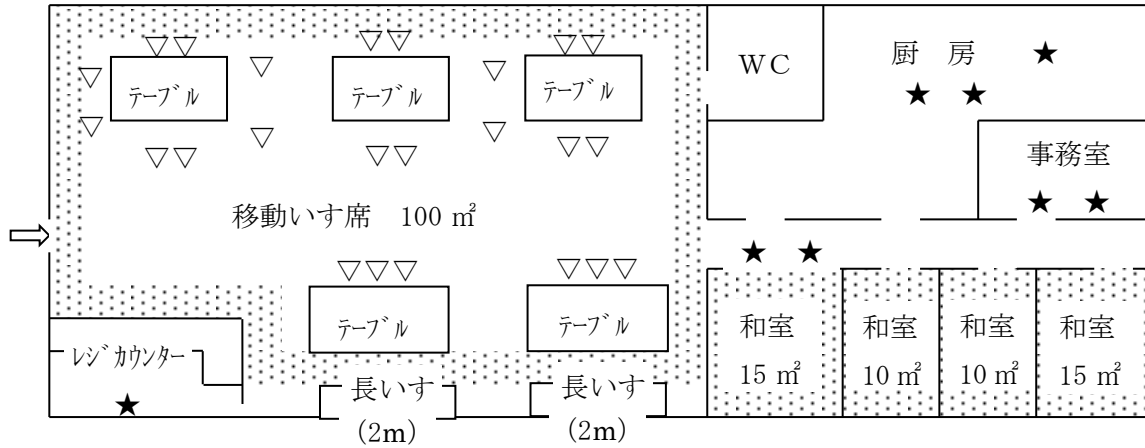
〔(2)項二・カラオケルーム収容人員計算事例〕



※ I カラオケルーム A 固定いす席 3個 長いす席(4m・6m)各1個
 B・C 固定いす席 4個 長いす席(3m) 1個
 D～I 固定いす席 6個
 J 固定いす席 5個
 II 待合 固定いす席 4個
 III 従業者 6人

の場合 $\frac{3(\text{個}) + 4(\text{m}) \div 0.5(\text{m}) + 6(\text{m}) \div 0.5(\text{m}) + 4(\text{個}) \times 2(\text{室}) + 3(\text{m}) \div 0.5(\text{m}) \times 2(\text{個}) + 6(\text{個}) \times 6(\text{室}) + 5(\text{個}) \times 1(\text{室}) + 4(\text{個}) + 6(\text{人})}{\rightarrow 94\text{人}}$
 の計算式となり、カラオケルームの収容人員は、94人となる。

〔(3)項ロ・居酒屋等の収容人員計算事例〕



- ※ I 従業者 8人 $\frac{8(\text{人}) + 2(\text{m})}{0.5(\text{m}) \times 2(\text{個})} + (15(\text{m}^2) \times 2$
 II 長いす席(2m) 2個 $\frac{+ 10(\text{m}^2) \times 2 + 100 \text{ m}^2}{3 \text{ m}^2} \rightarrow 66 \text{ 人}$
 III 和室 50m² の計算式となり、居酒屋等の収容人員は、66
 IV 移動いす席 100m² 人となる。

(3) 政令別表第1、(4)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素 (次に掲げる数を合算して算定する。)

(7) 従業者の数

(4) 主として従業者以外の者が使用する部分で次のa及びbによって算定した数の合計

a 飲食又は休憩の用に供する部分の床面積に応じた数

b その他の部分の床面積に応じた数

イ 算定要素の定義

(7) 従業者の数

前2.(2)による。なお、外商関係者は、長期的に見て、その勤務時間の過半を当該防火対象物における勤務にあてる場合は、従業者として取り扱うこと。

(4) 主として従業者以外の者が使用する部分

「主として従業者以外の者が使用する部分」とは、次の部分を除いた部分をいう。

- ・ 事務室、会議室
- ・ 社員食堂等の厚生施設
- ・ 商品倉庫、商品荷捌場
- ・ 空調機械室、電気室等の設備室
- ・ 駐車場
- ・ 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある通路及び公共性の強い通路部分
- ・ その他の従業者だけが使用する部分 (従業者のロッカー室等)

a 飲食又は休憩の用に供する部分の床面積に応じた数

飲食又は休憩の用に供する次の部分の床面積を3m²で除して得た数 (少数点以下は切り捨てる。) とする。

なお、飲食又は休憩の用に供する部分に、固定いす又は固定的ないす等が設けら

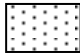

れている場合においても、原則として当該場所の床面積を 3 m²で除して算定するものとする。

- (a) レストラン、喫茶、その他の飲食店
- (b) 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分
- (c) その他の飲食及び休憩の用に供する部分
- b その他の部分の床面積に応じた数

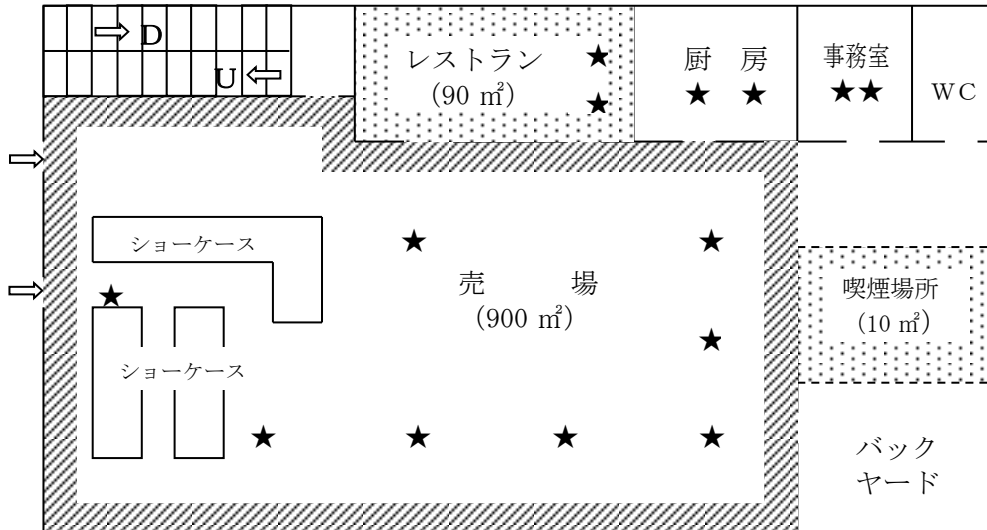
前 a 以外の部分の床面積を 4 m²で除して得た数（少数点以下は切り捨てる。）とする。

※ 売場内のショーケース等を置いてある部分も含むものとする。

ウ 算定事例

- ◎ 凡例 : I 従業者 ★
- : II 飲食又は休憩の用に供する部分 
- : III その他の部分 

〔(4)項・百貨店・スーパーマーケット等の収容人員計算事例〕

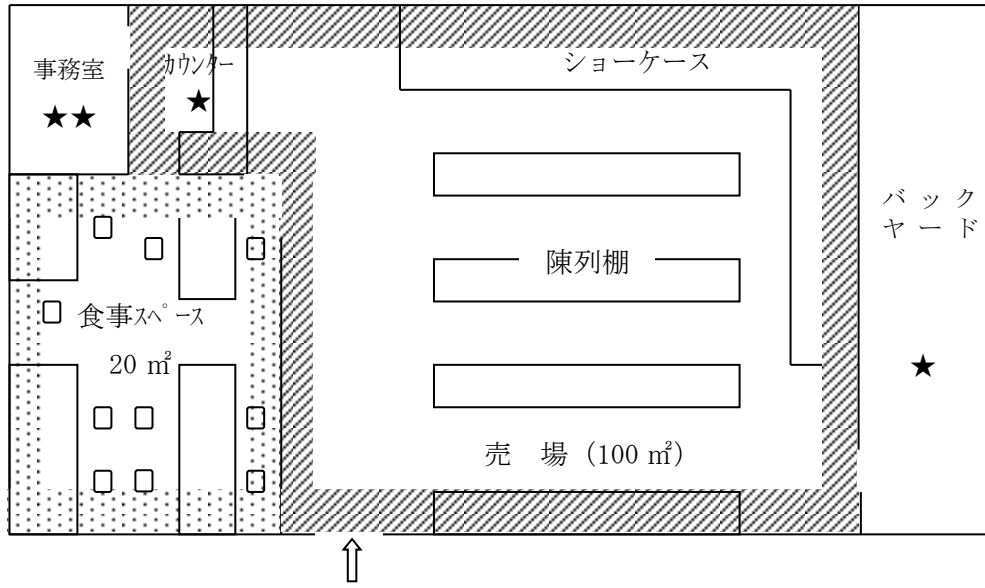


- ※ I 飲食又は休憩の用に供する部分 (90 m²+10 m²)
- II その他の部分 900 m²
- III 従業者 14 人

$$(90(\text{m}^2) + 10(\text{m}^2)) \div 3 \text{ m}^2 + 900(\text{m}^2) \div 4(\text{m}^2) + 14(\text{人}) \rightarrow 272 \text{ 人}$$

の計算式となり、百貨店・スーパーマーケット等の収容人員は、272 人となる。

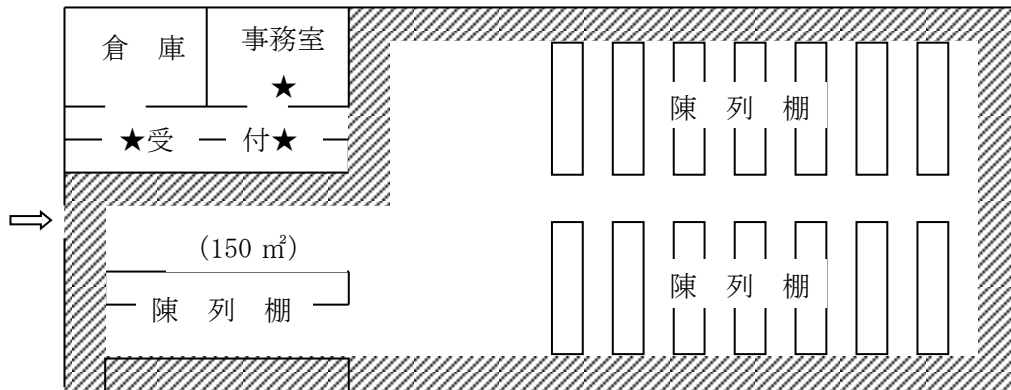
〔(4)項・小規模物品販売店舗等の収容人員計算事例〕



- ※ I 飲食又は休憩の用に供する部分 20 m²
 II その他の部分 100 m²
 III 従業者 4人 } の場合
 $20(\text{m}^2) \div 3(\text{m}^2) + 100(\text{m}^2) \div 4(\text{m}^2) + 4(\text{人}) \rightarrow 35 \text{ 人}$

の計算式となり、小規模物品販売店舗等の収容人員は、35人となる。

〔(4)項・レンタルショップ等の収容人員計算事例〕



- ※ I その他の部分 150 m²
 II 従業者 3人 } の場合
 $150(\text{m}^2) \div 4(\text{m}^2) + 3(\text{人}) \rightarrow 40 \text{ 人}$

の計算式となり、レンタルショップ等の収容人員は、40人となる。

(4) 政令別表第1、(5)項イに掲げる防火対象物

ア 算定要素 (次に掲げる数を合算して算定する。)

- (7) 従業者の数
- (4) 宿泊室ごとに算定した数の合計数
 - a 洋室にあるベッドの数に対応する数
 - b 和室の床面積に応じた数

(9) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について算定した数の合計数

- a 固定式のいす席を設ける部分にあるいす席の数に対応する数
- b 前a以外のその他の部分の床面積に応じた数

イ 算定要素の定義

(7) 従業者の数

前2.(2)による。

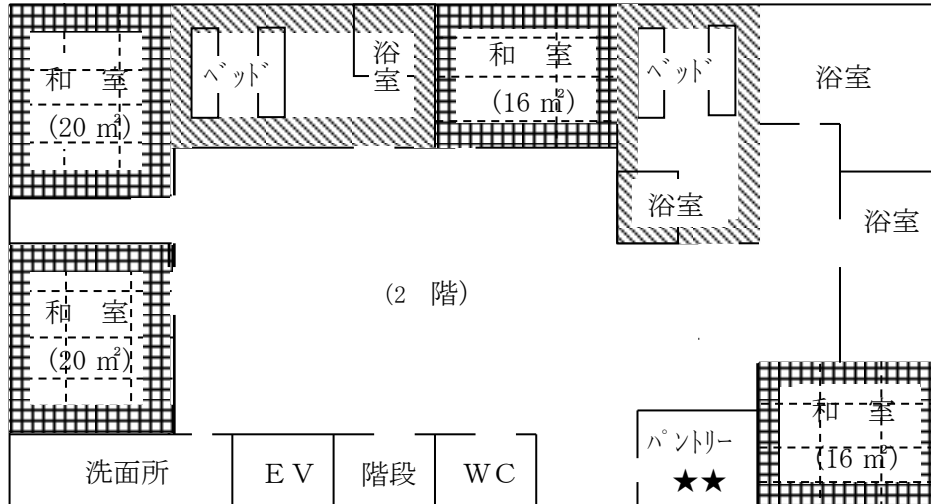
(4) 宿泊室ごとに算定した数の合計数

- a 洋室にあるベッドの数に対応する数
- b 和室の床面積を、次の条件で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。
 - (a) 簡易宿泊所（ユースホステル、山小屋等）及び主として団体客が宿泊するホテル・旅館（構造及び利用の実態からみて、団体客を宿泊させることが過半に及ぶもの、又は宿泊室の床面積を、ホテル・旅館が定めている当該宿泊室の最大使用人数若しくは宿泊室に設置されている寝具数で除して、一人当たりが3㎡程度になるものをいう。）は、3㎡とする。
 - (b) 前(a)以外は、6㎡とする。
 - (c) 宿泊室の面積には、押入れ、床の間、便所等は含まれないものとし、原則として畳の部分に限定するものとする。
 - (d) (a)及び(b)の数の算定の取扱いにあつては、次による。
 - ・簡易宿泊所の中2階（棚状）式のもの、棚数をベッド数とすること。
 - ・収容人員の算定は、宿泊室ごとに行うものとし、簡易宿泊所等で各室が3㎡未満である場合には、各室1名として算定すること。
 - ・ダブルベッド及び2段ベッドについては、ベッド数を2として算定すること。
 なお、セミダブルベッドは、原則として1人として算定するものとするが、ホテル又は旅館が定めている当該宿泊室の最大使用人数の実態に応じて算定できるものとする。
 - ・洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定すること。
 - ・一の宿泊室に、和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算すること。
 ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものについては、この限りでない。

(9) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について算定した数の合計数

集会、飲食又は休憩の用に供する部分とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいい、宿泊者のみが利用する部分は含まない。

- a 宴会場等
- b レストラン、スナック等の飲食を提供する場所
- c いす席を設けたロビー等（通路部分を除く。）
- d 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分
 - (a) 固定式のいす席を設ける部分にあるいす席の数に対応する数



- ※ I 従業者 10人
 II 宿泊室 洋室 シングルベッド 4個
 和室 20 m²、20 m²、16 m²、16 m²
 III 集会、飲食又は休憩の用に供する部分
 固定式いす席 20席
 その他の部分 150 m²
- $$\frac{10(\text{人}) + 4(\text{個}) + 20(\text{m}^2) \div 3(\text{m}^2) + 20(\text{m}^2) \div 3(\text{m}^2) + 16(\text{m}^2) \div 3(\text{m}^2) + 16(\text{m}^2) \div 3(\text{m}^2) + 20(\text{席}) + 150(\text{m}^2) \div 3(\text{m}^2)}{\quad} \rightarrow 106 \text{ 人}$$
- の計算式となり、主として団体客が宿泊するホテル・旅館等の収容人員は、106人となる。

(5) 政令別表第1、(5)項ロに掲げる防火対象物

ア 算定要素 (次に掲げる数を合算して算定する。)

居住者の数

イ 算定する場合の取扱い

寄宿舎、共同住宅等に常時居住している者の人数をもって収容人員とする。

ただし、建築確認同意時において実態把握が困難な共同住宅等にあつては、次の要領で求めた収容人員により判定を行い、消防用設備等の設置指導を行うこととする。

実態把握が困難な共同住宅等の収容人員の算定要領

1 算定要素

- (1) 住戸のタイプ別の数
- (2) 住戸のタイプ別の算定居住者数

2 算定要素の定義

- (1) 住戸のタイプ別の数

共同住宅等の集会場等の共用室を除く各住戸を、次に示す住戸タイプごとに分けた数

ア 1K・DK・LDK

イ 1DK・1LDK

ウ 2K・2DK・2LDK

凡例：L（居間～リビング）

エ 3K・3DK・3LDK

D（食堂～ダイニング）

オ 4DK・4LDK

K（台所～キッチン）

カ 5LDK

- (2) 住戸のタイプ別の算定居住者数

住戸のタイプ別の算定居住者数については、原則として「室数+1人」（室数は、居間（L～リビング）、食堂（D～ダイニング）、台所（K～キッチン）を除くものとする。）で算定し、その算定例は次表のとおりである。

ただし、賃貸契約等により、一の住居における居住者数をあらかじめ定める場合は、当該居住者数とすることができる。

住戸の タイプ	1K		2K	3K		
	DK	1DK	2DK	3DK	4DK	
	LDK	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	5LDK
算定居 住者数	1人	2人	3人	4人	5人	6人

※ 上記の算定方法は、建築防災計画指針の中に掲載されている「避難計算用人口算定密度表」を基本としたものである。

3 収容人員算定要領

前2.(1)のそれぞれの住戸タイプ別の数に、前2.(2)の住戸のタイプ別の算定居住者数をそれぞれかけ合わせて得た数を合算し収容人員とする。

なお、メゾネットタイプの場合は、次に留意すること。

- (1) 一の住戸における算定居住者数は、当該住戸の主たる出入口（共用廊下等に面する玄関ドア等をいう。）の存する階の収容人員として算入すること。
- (2) 政令第24条及び第25条の適用（階単位の収容人員の取扱い）にあたっては、一の住戸における算定居住者数を、当該住戸の存する全ての階の収容人員にそれぞれ算入すること。

(6) 政令別表第1、(6)項イに掲げる防火対象物

ア 算定要素（次に掲げる数を合算して算定する。）

- (7) 従業者の数
- (4) 病室内にある病床の数
- (9) 待合室の床面積に応じた数

イ 算定要素の定義

(7) 従業者の数

前2.(2)による。（例：医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師は従業者として取り扱う。）

(4) 病室内にある病床の数


- a 洋室タイプは、ベッドの数とする。
- b 和室タイプは、原則として和室の床面積の合計を、3 m²で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。
- c 乳幼児の病床の数は、保育器（箱）及び乳幼児用のベッド数を合算して算定する。
※注 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室、検査室、点滴室及び手術室は含まないが、透析室は原則として「病室」として取り扱う。

(9) 待合室の床面積に応じた数

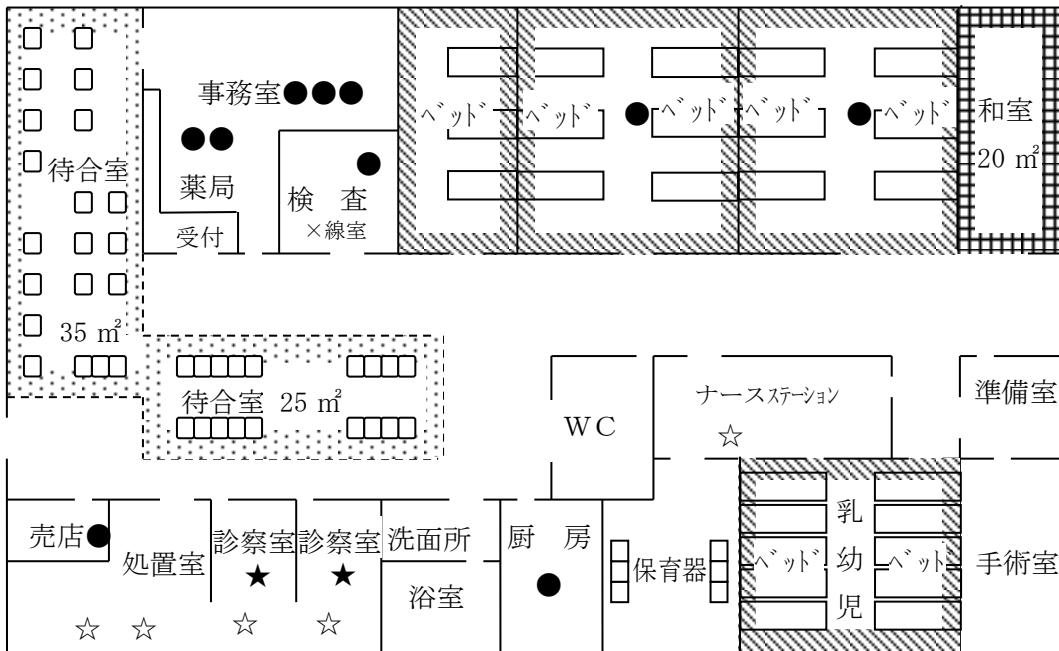
待合室の床面積を次の要領により求め、床面積の合計を3 m²で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

- a 廊下に接続するロビー部分を待合として使用している場合は、当該ロビーの床面積を求める。
診療室内の待合に使用する部分は、当該部分も待合室として床面積を求める。
- b 待合室が廊下と兼用されている場合は、その使用する範囲を待合室として床面積を求めること。
なお、使用する範囲とは、次に示す建基政令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分とすること。
 - (a) 両側に居室がある廊下の幅員は1.6m
 - (b) 前(a)以外の廊下の幅員は1.2m
- c 患者又は見舞い客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例により算定すること。
- d 予約診療制度を実施している診療所等についても、上記に準じて算定すること。

ウ 算定事例

- ◎ 凡例 : I 従業者 医師 ★ 看護師 ☆ その他 ● (看護助手他)
 : II 病室 (a) 洋室タイプ 
 (b) 和室タイプ 
 : III 待合室 

〔(6)項イ・病院の収容人員計算事例〕



※ I 従業者		} の場合	$\frac{2(\text{人}) + 5(\text{人}) + 10(\text{人}) + 15(\text{個})}{3(\text{m}^2)} + \frac{20(\text{m}^2)}{3(\text{m}^2)} + \frac{10(\text{個}) + 6(\text{個}) + 60(\text{m}^2)}{3(\text{m}^2)}$ → 74 人 の計算式となり、病院の収容人員は、74人となる。
・ 医師	2 人		
・ 看護師	5 人		
・ その他	10 人		
II 病室内の病床数等			
・ 洋室タイプのベッド	15 個		
・ 和室タイプの床面積	20 m ²		
・ 乳幼児の病床の数	10 個		
・ 保育器の数	6 個		
III 待合室の床面積に応じた数			
待合室の床面積	60 m ²		

(7) 政令別表第1、(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物

ア 算定要素 (次に掲げる数を合算して算定する。)

(7) 従業者の数

(4) 老人、乳児、幼児、身体障がい者、知的障がい者その他の要保護者の数

イ 算定要素の定義

(7) 従業者の数

前2.(2)による。

- (4) 老人、乳児、幼児、身体障がい者、知的障がい者その他の要保護者の数
 - a 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数とする。
 - b 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業者で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数とする。

ただし、最大人数と現場で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

(8) 政令別表第1、(6)項ニに掲げる防火対象物

ア 算定要素（次に掲げる数を合算して算定する。）

- (7) 教職員の数
- (4) 幼児、児童又は生徒の数

イ 算定要素の定義

- (7) 教職員の数
園長、教職員、事務員等の数
- (4) 幼児、児童又は生徒の数
児童等の数とする。

(9) 政令別表第1、(7)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素（次に掲げる数を合計して算定する。）

- (7) 教職員の数
- (4) 児童、生徒又は学生の数

イ 算定要素の定義

- (7) 教職員の数
校長、教職員、事務員等の数
- (4) 児童、生徒又は学生の数
生徒等の数とする。

(10) 政令別表第1、(8)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素（次に掲げる数を合計して算定する。）

- (7) 従業者の数
- (4) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積に応じた数

イ 算定要素の定義

- (7) 従業者の数
前2.(2)による。
- (4) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積に応じた数
閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。
各室の取扱いは次によること。

a 閲覧室

- (a) 開架部分（自由に入ることができる書棚部分をいう。）と閲覧部分（児童用閲覧部分を含む。）が同一室にある場合は、開架部分以外の部分を閲覧室として扱うも

のとする。

(b) CD等の試聴室、フィルム等の試写室についても閲覧室として扱うものとする。

b 展示室、展覧室

展示室、展覧室内の展示物等の置かれている部分についても、展示室、展覧室の部分として扱うものとする。

c 会議室

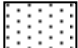
従業者以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、会議室として扱うものとする。

d 休憩室

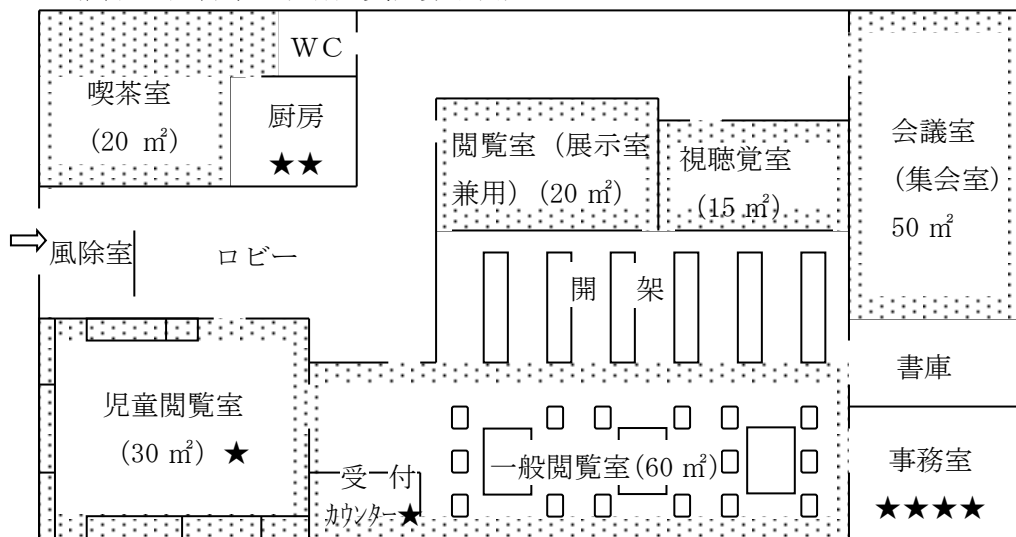
来館者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、休憩室として扱うものとする。

ウ 算定事例

◎ 凡例 : I 従業者 ★

: II 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室部分 

〔(8)項・図書館の収容人員計算事例〕

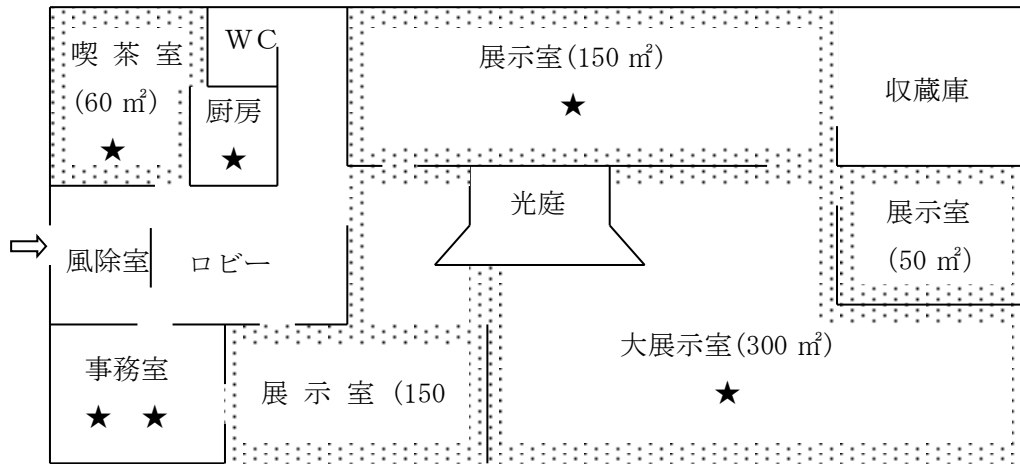


※ I 閲覧室等の床面積 195 m² } の場合
 II 従業者 8人

$$\{60(\text{m}^2) + 30(\text{m}^2) + 20(\text{m}^2) + 15(\text{m}^2) + 50(\text{m}^2) + 20(\text{m}^2)\} \div 3(\text{m}^2) + 8(\text{人})$$

→ 73 人

〔(8)項・美術館の収容人員計算事例〕



※ I 閲覧室等の床面積 710 m² } の場合
 II 従業者 6人 }

$$\frac{\{150(\text{m}^2) + 150(\text{m}^2) + 300(\text{m}^2) + 50(\text{m}^2) + 60(\text{m}^2)\} \div 3(\text{m}^2) + 6(\text{人})}{\text{の計算式となり、美術館の収容人員は、242 人となる。}}$$

(11) 政令別表第1、(9)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素 (次に掲げる数を合計して算定する。)

- (7) 従業者の数
- (4) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の面積に応じた数

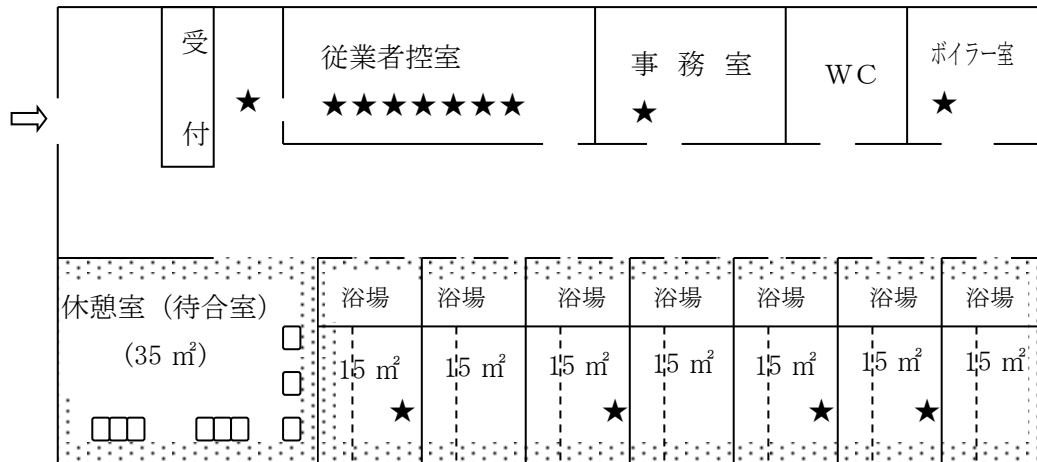
イ 算定要素の定義

- (7) 従業者の数
前2.(2)による。
- (4) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の面積に応じた数
浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を 3 m² で除して得た数 (小数点以下は切り捨てる。) とする。
各室の取扱いは次によること。
 - a 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、火焚場及びボイラーマンの居室は含まれないこととし、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの場合は、その浴室をいうこととする。
 - b 蒸気浴場、熱気浴場等の特殊浴場に従属するトレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。

ウ 算定事例

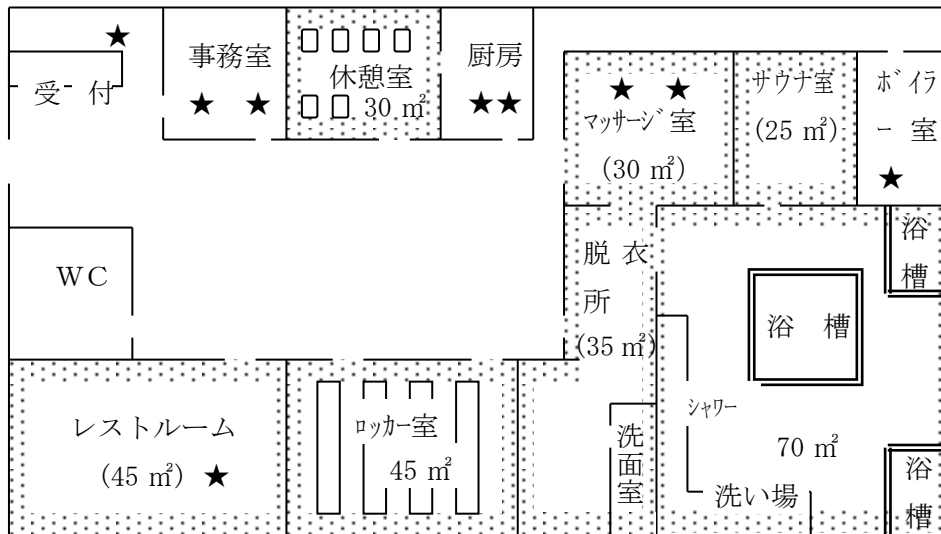
- ◎ 凡例：I 従業者 ★
- : II 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分

〔(9)項イ・その他浴場（ソープランド）の収容人員計算事例〕



- ※ I 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計 140 m² } の場合
- II 従業者 14人
- $(15(\text{m}^2) \times 7(\text{室}) + 35(\text{m}^2)) \div 3(\text{m}^2) + 14(\text{人}) \rightarrow 60 \text{人}$
- の計算式となり、その他浴場（ソープランド）の収容人員は、60人となる。

〔(9)項イ・蒸気浴場（サウナ）の収容人員計算事例〕



- ※ I 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計 280 m² } の場合
- II 従業者 9人
- $\{45(\text{m}^2) + 45(\text{m}^2) + 30(\text{m}^2) + 35(\text{m}^2) + 70(\text{m}^2) + 30(\text{m}^2) + 25(\text{m}^2)\} \div 3(\text{m}^2) + 9(\text{人}) \rightarrow 102 \text{人}$
- の計算式となり、蒸気浴場（サウナ）の収容人員は、102人となる。

(12) 政令別表第1、(10)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素（次に掲げる数を合計して算定する。）

従業者の数

イ 算定要素の定義

従業者の数は、前2.(2)による。

なお、従業者には駐車場の勤務者の他に、従属的な業務に従事する者として、食堂及び売店等の従業者を含めるものとする。

(13) 政令別表第1、(11)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素（次に掲げる数を合計して算定する。）

(7) 従業者の数

(4) 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積に応じた数

イ 算定要素の定義

(7) 従業者の数

前2.(2)による。（例：神職、僧侶、牧師及びその他の従業者等）

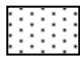
(4) 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積に応じた数

礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

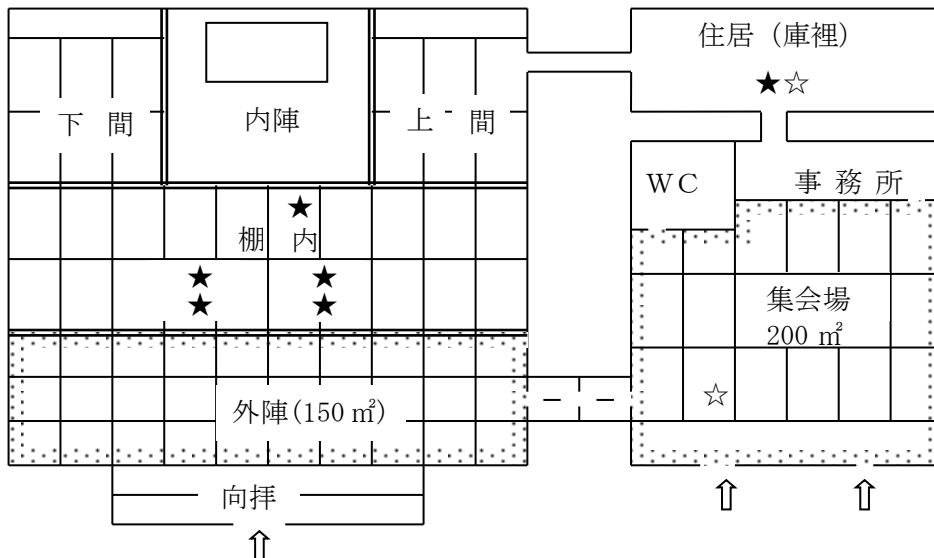
a 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とする。

b 祭壇部分は、原則として礼拝、集会又は休憩の用に供する部分として取扱わないものとする。

ウ 算定事例

- ◎ 凡例 : I 従業者 神職、僧侶、牧師 ★
 その他の従業者 ☆
 : II 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分 

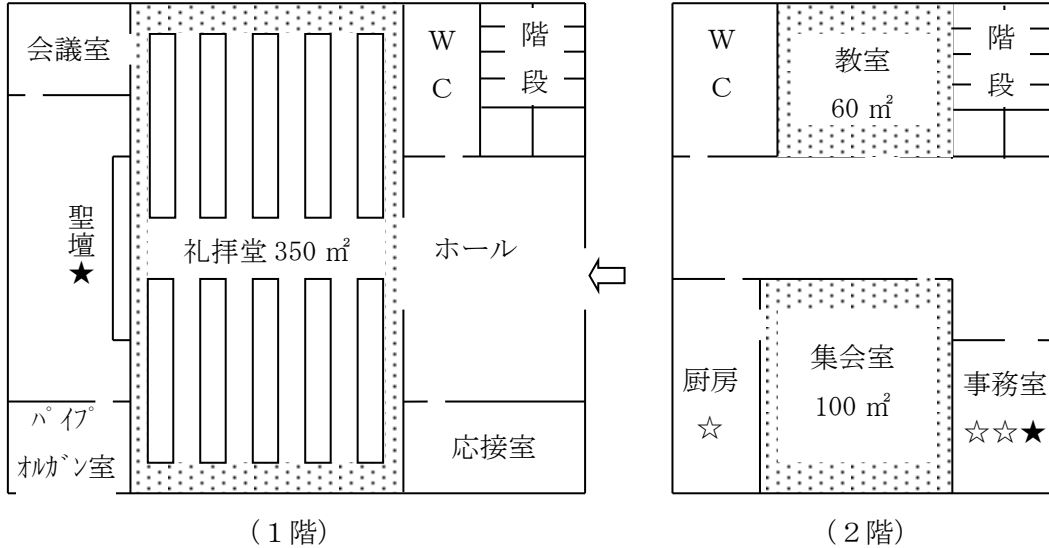
〔(11)項・寺院の収容人員計算事例〕



- ※ I 従業者 8人
 II 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計 350㎡ } の場合

$$\frac{8(\text{人}) + \{150(\text{㎡}) + 200(\text{㎡})\}}{3(\text{㎡})} \rightarrow 124 \text{ 人}$$
 の計算式となり、
 寺院の収容人員は、124人となる。

〔(11)項・教会の収容人員計算事例〕



- ※ I 従業者 5人
 II 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計 510㎡ } の場合

$$\frac{5(\text{人}) + \{350(\text{㎡}) + 60(\text{㎡}) + 100(\text{㎡})\}}{3(\text{㎡})}$$

$$\rightarrow 175 \text{ 人の計算式となり、教会の収容人員は、175人となる。}$$

(14) 政令別表第1、(12)～(14)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素 (次に掲げる数にて算定する。)

従業者の数

イ 算定要素の定義

従業者数は、前2.(2)による。

(15) 政令別表第1、(15)項に掲げる防火対象物

ア 算定要素 (次に掲げる数を合算して算定する。)

(7) 従業者の数

(4) 主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積に応じた数

イ 算定要素の定義

(7) 従業者の数

前2.(2)による。

(4) 主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積に応じた数

主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を 3㎡で除して得た数 (小数点以下は切り捨てる。) とする。

a テニスクラブ、ゴルフクラブなどのクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー (休憩等の用途に使用するもの)、待合部分は床面積に含むものとする。

また、屋内のプール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に含むも

のとする。

ただし、専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールームなどは、原則として床面積には含まないものとする。

b 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は、床面積に含まないものとする。

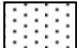
c 裁判所の次の部分は、床面積に含むものとする。

調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法廷

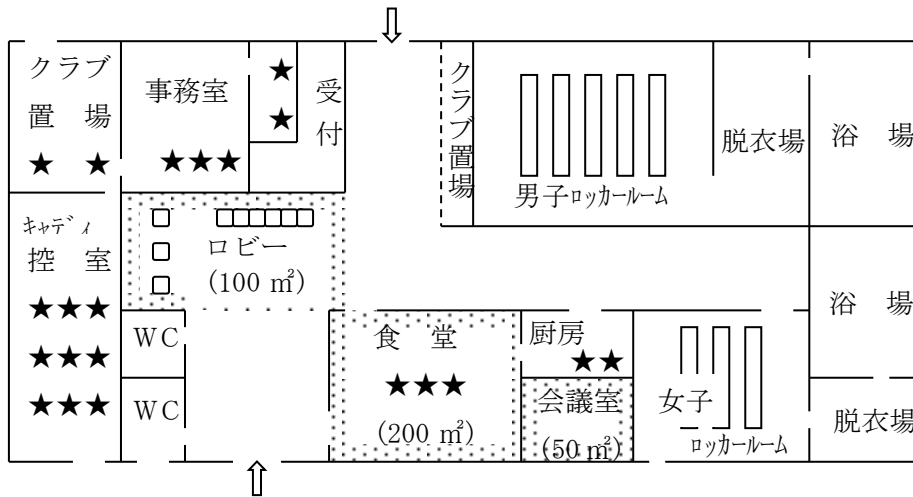
d 銀行の待合、キャッシュコーナーは、床面積に含むものとする。

ウ 算定事例

◎ 凡例 : I 従業者 ★

: II 主として従業者以外の者の使用に供する部分 

〔(15)項・クラブハウスの収容人員計算事例〕



※ I 従業者 21人

II 主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積 } の場合
の合計 350 m²

$$\frac{21(\text{人}) + \{100(\text{m}^2) + 200(\text{m}^2) + 50(\text{m}^2)\}}{3(\text{m}^2)}$$

→ 137 人の計算式となり、クラブハウスの収容人員は、137 人となる。

(16) 政令別表第1、(16)項に掲げる防火対象物

ア 収容人員算定要領

防火対象物のそれぞれの用途部分の収容人員を、前(1)~(15)により用途ごとに人数を算定し、合算したものを収容人員とする。

イ 各部分の取扱いは次によること。

(7) 建物内の用途部分の特定に当たっては、当該用途と密接な関係にある部分（例：店舗前の待合・休憩部分等）も当該用途の部分として取り扱うものとする。

(4) 防火対象物内のアトリウム等の公共広場・休憩部分は、各用途の部分として取り扱うものとする。

(17) 政令別表第1、(17)項に掲げる防火対象物

収容人員算定要領

文化財として指定を受けている防火対象物の床面積を、5 m²で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）を収容人員とする。

なお、政令別表第1備考4により、(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される防火対象物又はその一部が(17)項に該当するときは、(17)項としての収容人員の算定のほか、それぞれの用途に応じた算定をし、両方を比較し大なる方を収容人員として適用する。